

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 16 暗号資産交換業者関係（新旧対照表）

改正後	現行
<p>II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-2 業務の適切性等</p> <p>II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>II-2-2-5 帳簿書類</p> <p>II-2-2-5-2 主な着眼点</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ <u>内閣府令第 33 条第 3 項ただし書後段は、同条第 1 項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを認めるものである。ただし、暗号資産交換業者において、利用者に関する情報管理態勢（II-2-2-6）やシステムリスク管理（II-2-3-1）等に十分留意されている必要がある、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。</u></p>	<p>II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-2 業務の適切性等</p> <p>II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>II-2-2-5 帳簿書類</p> <p>II-2-2-5-2 主な着眼点</p> <p>①～④ （略）</p> <p>（新設）</p>